

平成20年1月 9日制定

平成21年4月22日改正

平成30年4月20日改正

青森県建築士事務所の監督処分の基準

1 趣旨

本基準は、青森県知事の登録を受けた建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者に対して、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第2項の規定に基づく監督処分を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う建築士事務所の登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う建築士事務所の閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う建築士事務所の開設者への戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第26条第2項の規定に基づく監督処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所につき法第26条第2項各号に掲げる処分事由に該当する事実がある場合には、迅速かつ厳正に同項の規定に基づく監督処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表1「ランク表」に掲げる処分事由（以下単に「処分事由」という。）に対応するランク（以下「表1のランク」という。）を基本に、次の(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定した上で、表3「処分区分表」によって決定するものとする。この場合において、一の行為が二以上の処分事由に該当する場合の処分等のランクの決定は、そのうちの表1のランクが最も重い処分事由に係る表1のランクを基本に行うものとする。

(2) 個別事情によるランクの加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、表2「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められる場合の処分等のランクの決定に当たっては、表1のランクに、表2の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(3) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、そのうちの表1のランクが最も重い処分事由に係る表1のランク（(2)に規定する場合に該当する場合には、加重又は軽減後のランクとする。）に適宜ランクを加重して処分等のランクを決定するものとする。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為について併せて処分等を行う場合は、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為とみなして処分等のランクを決定することができる。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、(1)から(3)までにより今回相当とされる処分等のランクに、表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重した上で、決定するものとする。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合は、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所において適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等がうかがえるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

表1

ランク表

処分等の根拠		処分事由(関係条文)			ランク		
法第26条第2項	第1号に該当するとき	第22条の3の3	第1項			4	
			第2項				
			第3項				
		第24条の2					6
		第24条の3					4
		第24条の4					
		第24条の5					
		第24条の6					
		第24条の7					
	第24条の8						
	第2号に該当するとき	第23条の4第2項	第1号	第8条	第1号	16	
					第2号		
			第3号				
	第3号に該当するとき	第23条の5第1項				4	
		第23条の5第2項					
	第4号に該当するとき	第10条				1~16(※)	
第5号に該当するとき	第10条				1~16(※)		
第6号に該当するとき	第3条第1項				6		
	第3条の2	第1項					
第3項							
第7号に該当するとき	第3条第1項				6		
	第3条の2	第1項					
第3項							
第8号に該当するとき	第3条				6		
	第3条の2						
	第3条の3						
第9号に該当するとき	法第26条第2項の閉鎖処分に違反したとき				16		
	法第26条の2第1項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき				4		
第10号に該当するとき					1~16		

注 (※)は、その建築士が法第10条第1項の規定により処分されるに至った懲戒事由に対して「青森県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」の「表1ランク表」に掲げるランクに準じたランクを適用させる。

表2

個別事情による加減表

項 目	内 容	加重・軽減
行為者の意識	重大な悪意又は害意に基づく行為	+ 3 ランク
	行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	- 1 ~ - 3 ランク
行為の態様	違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	- 1 ~ - 3 ランク
	暴力的行為又は詐欺的行為	+ 3 ランク
	法令違反等の状態が長期にわたる場合	+ 3 ランク
	常習的に行っている場合	+ 3 ランク
是正等の対応	速やかに法令違反等の状態の解消を自主的に行った場合	- 1 ランク
	処分等の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	- 1 ランク
社会的影響	刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+ 3 ランク
その他	上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表3

処分区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意
2	戒告
3	閉鎖1月未満
4	閉鎖1月
5	閉鎖2月
6	閉鎖3月
7	閉鎖4月
8	閉鎖5月
9	閉鎖6月
10	閉鎖7月
11	閉鎖8月
12	閉鎖9月
13	閉鎖10月
14	閉鎖11月
15	閉鎖12月
16以上	登録取消

(注) 閉鎖期間については、暦に従うものとする。

表4

過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	文書注意 (ランク1)	戒告 (ランク2)	閉鎖 (ランク3～15)	登録取消 (ランク16以上)			
文書注意 (ランク1)							
戒告 (ランク2)					+1ランク (+2ランク)	+3ランク (+4ランク)	
閉鎖 (ランク3～15)							
登録取消 (ランク16以上)	登録取消						

〈 〉は過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合

(注1)

過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合は、上表中の〈 〉内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の処分等の処分事由が表1のランク6以上に該当し、今回の処分事由も表1のランク6以上に該当する場合は、登録取消を行うものとする。

(注2)

過去の処分等が今回の処分事由となる行為から5年以上前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の処分等の処分事由が表1のランク6以上に該当する場合は、軽減しない。